



# 大津市公報

令和元年9月30日  
号外(第29号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

<b>○ 規 則</b>	
27 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
28 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
29 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	2
30 大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	17
31 大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	19
32 大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	20
33 大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	20
34 大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	20
35 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	20
36 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	21
37 大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則	21
<b>○ 教 育 委 員 会 規 則</b>	
6 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則	22
<b>○ 議 会 議 長 告 示</b>	
2 大津市議会政策検討会議設置規程の一部改正	22

## 規 則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第27号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同項に次の6号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (7) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務
- (8) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務
- (9) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第28号

大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則（平成5年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時」を「午後10時」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第29号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、同条第2項中「第1条第10号」を「第1条の5第10号」に改め、同項第1号中「第1条第4号」を「第1条の5第4号」に改める。

第3条の見出しを「（教育・保育給付認定申請書等）」に改め、同条第1項中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「第1条第6号」を「第1条の5第6号」に改める。

第5条の見出しを「（教育・保育給付認定の有効期間）」に改める。

第6条中「第9条第1項」の次に「及び第28条の6第1項」を加える。

第7条の見出しを「（教育・保育給付認定変更申請書）」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」に改める。

第8条の見出しを「（教育・保育給付認定内容変更届書）」に改め、同条中「支給認定内容変更届出書」を「教育・保育給付認定内容変更届出書」に改める。

第11条第1項中「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に、「別表第1により算定した額」を「零」に改め、同条第2項中「、法第29条第3項第2号並びに法第30条第2項第1号及び第3号」を「及び法第30条第2項第3号」に、「支給認定子どもの支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者」に、「別表第2により算定した」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが満3歳以上保育認定子どもに該当する場合 零

(2) 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に該当する場合 別表により算定した額

第11条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項第2号及び法第30条第2項第3号の政令で定める額を限度として市町村が定める額は、別表により算定した額とする。

第11条の次に次の6条を加える。

（施設等利用給付認定（変更認定）申請書）

**第11条の2** 府令第28条の3第1項及び第28条の8第1項の申請書は、次の各号に掲げる施設等利用給付認定を受けようとする小学校就学前子どもが該当する小学校就学前子どもの区分（施設等利用給付認定の変更の認定を受けようとする場合にあっては、当該変更後に該当することとなる小学校就学前子どもの区分）に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども 子育てのための施設等利用給付認定（変更認定）申請書（法第30条の4第1号）（様式第6号の2）

(2) 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 子育てのための施設等利用給付認定（変更認定）申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第6号の3）

（施設等利用給付認定の有効期間）

**第11条の3** 府令第28条の5第4号口の市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第28条の5第6号の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が府令第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業が終了する日の属する月の末日まで
- (2) 当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまで  
(施設等利用給付認定内容変更届書)

**第11条の4** 府令第28条の12の届書は、施設等利用給付認定内容変更届出書(様式第6号の4)によるものとする。

(企業主導型保育事業利用報告書)

**第11条の5** 府令第28条の14第1項の書類は、企業主導型保育事業利用報告書(様式第6号の5)によるものとする。

(企業主導型保育事業利用終了報告書)

**第11条の6** 府令第28条の14第2項の書類は、企業主導型保育事業利用終了報告書(様式第6号の6)によるものとする。

(施設等利用費請求書)

**第11条の7** 府令第28条の19第1項の請求書は、施設等利用費請求書(様式第6号の7)によるものとする。

第21条を第24条とし、第20条の次に次の3条を加える。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認申請書)

**第21条** 府令第53条の2の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(様式第16号の2)によるものとする。

(特定子ども・子育て支援提供者の住所等の変更の届出)

**第22条** 府令第53条の3第1項の届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書(様式第16号の3)により行わなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)

**第23条** 法第58条の6第1項の規定による確認の辞退は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退書(様式第16号の4)により行わなければならない。

附則第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「が定める額」の次に「(同号の場合にあっては、特定満3歳以上保育認定子どもに該当する小学校就学前子どもの教育・保育給付認定保護者に係る額に限る。)」を、「第11条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

附則第6項を削る。

附則別表の表を次のように改める。

教育・保育給付認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額(月額)	
		下段( )書は、給食の提供がない場合	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円 (0円)	0円 (0円)
B階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度(特定教育・保育等があった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者	0円 (0円)	0円 (0円)
C1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,100円 (900円)	1,100円 (900円)
C2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者(C1階層に属する者を除く。)	11,100円 (9,000円)	11,000円 (8,900円)

D 1 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		1,100円 (900円)	1,100円 (900円)
D 2 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者（D 1 階層に属する者を除く。）		12,900円 (10,400円)	12,700円 (10,300円)
D 3 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		1,100円 (900円)	1,100円 (900円)
D 4 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者（D 3 階層に属する者を除く。）		15,500円 (12,600円)	15,300円 (12,400円)
D 5 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		1,100円 (900円)	1,100円 (900円)
D 6 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者（D 5 階層に属する者を除く。）		19,000円 (15,300円)	18,700円 (15,100円)
D 7 階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する教育・保育給付認定保護者	77,101円以上84,400円未満	19,000円 (15,300円)	18,700円 (15,100円)
D 8 階層		84,400円以上97,000円未満	24,700円 (20,000円)	24,300円 (19,700円)
D 9 階層		97,000円以上122,500円未満	28,500円 (23,100円)	28,100円 (22,800円)
D 10階層		122,500円以上147,300円未満	33,000円 (26,700円)	32,500円 (26,300円)
D 11階層		147,300円以上169,000円未満	37,000円 (30,100円)	36,400円 (29,600円)
D 12階層		169,000円以上223,600円未満	44,500円 (36,200円)	43,800円 (35,600円)
D 13階層		223,600円以上301,000円未満	47,300円 (38,400円)	46,500円 (37,800円)
D 14階層		301,000円以上332,200円未満	49,800円 (40,400円)	49,000円 (39,800円)
D 15階層		332,200円以上397,000円未満	53,000円 (43,100円)	52,100円 (42,400円)
D 16階層		397,000円以上	63,600円 (51,700円)	62,600円 (50,900円)

附則別表備考第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同備考第 3 項を削り、同

備考第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第7項中「第14条第1号ロ又はハ」を「第13条第1項第1号」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「第9項」を「第8項」に、「同条第2号ハ」を「同条第1項第2号」に改め、同項を同備考第6項とし、同備考第8項中「B2階層」を削り、「第14条の2第1項第1号イ」を「第14条第1号イ」に、「同項第2号イ」を「同条第2号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第9項中「第7項」を「第6項」に、「第14条の2第1項第1号イ」を「第14条第1号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「同項第2号イ」を「同条第2号イ」に改め、同項を同備考第8項とし、同備考第10項中「第7項」を「第6項」に、「第14条の2第1項第2号イ」を「第14条第2号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第9項とし、同備考第11項を同備考第10項とし、同備考第12項中「第7項、第9項」を「第6項、第8項」に改め、同項を同備考第11項とする。

別表第1を削る。

別表第2の表を次のように改める。

教育・保育給付認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円
B階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度(特定教育・保育等があった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者	0円	0円
C1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円
C2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者(C1階層に属する者を除く。)	13,300円	13,100円
D1階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円
D2階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者(D1階層に属する者を除く。)	15,400円	15,200円
D3階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	1,300円	1,300円
D4階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以	18,600円	18,300円

	上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者 (D3階層に属する者を除く。)			
D5階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者 (当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)		1,300円	1,300円
D6階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者 (D5階層に属する者を除く。)		22,700円	22,400円
D7階層	A階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する教育・保育給付認定保護者	77,101円以上84,400円未満	22,700円	22,400円
D8階層		84,400円以上97,000円未満	29,600円	29,100円
D9階層		97,000円以上122,500円未満	34,200円	33,700円
D10階層		122,500円以上147,300円未満	39,500円	38,900円
D11階層		147,300円以上169,000円未満	44,400円	43,700円
D12階層		169,000円以上223,600円未満	53,400円	52,500円
D13階層		223,600円以上301,000円未満	56,700円	55,800円
D14階層		301,000円以上332,200円未満	59,700円	58,700円
D15階層		332,200円以上397,000円未満	63,600円	62,600円
D16階層		397,000円以上	76,300円	75,100円

別表第2備考第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同備考第3項を削り、同備考第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第7項中「第14条第1号ロ又はハ」を「第13条第1項第1号」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「第9項」を「第8項」に、「同条第2号ハ」を「同条第1項第2号」に改め、同項を同備考第6項とし、同備考第8項中「、B2階層」を削り、「第14条の2第1項第1号イ」を「第14条第1号イ」に、「同項第2号イ」を「同条第2号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第9項中「第7項」を「第6項」に、「第14条の2第1項第1号イ」を「第14条第1号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「同項第2号イ」を「同条第2号イ」に改め、同項を同備考第8項とし、同備考第10項中「第7項」を「第6項」に、「第14条の2第1項第2号イ」を「第14条第2号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第9項とし、同備考第11項を同備考第10項とし、同備考第12項中「第7項、第9項」を「第6項、第8項」に改め、同項を同備考第11項とし、同表を別表とする。

様式第1号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」に、「係る支給認定」を「係る教育・保育給付認定」に、「支給認定基準」を「教育・保育給付認定基準」に改める。

様式第4号中「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」を「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

様式第5号中「支給認定内容変更届出書」を「教育・保育給付認定内容変更届出書」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改める。

様式第6号の次に次の6様式を加える。

様式第6号の2 (第11条の2関係)

子育てのための施設等利用給付認定(変更認定)申請書(法第30条の4第1号)

年 月 日

(宛先)

大津市長

【申請に当たって同意していただく事項】

- 1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署等に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園を含む。)又は特別支援学校幼稚部(預かり保育事業(※)の利用はしない。)の施設等利用給付認定(施設等利用給付認定の変更の認定)を受けたいので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項(第30条の8第1項)の規定に基づき、次のとおり申請します。

※ 預かり保育事業には、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

認定希望日(施設利用開始日)： 年 月 日

申請者			
フリガナ		申請児童との続柄	個人番号(マイナンバー)
氏名	印		
※自署の場合は押印は不要です。			
現住所	〒 ー	生年月日	年 月 日
現住所が市外の場合にあっては、市内転入後の住所	〒 ー		
日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入してください。	①	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他( )	
	②	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他( )	
	③	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他( )	
申請児童			
フリガナ		生年月日	個人番号(マイナンバー)
氏名		年 月 日	
現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 ー		

利用(予定含む。)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園を含む。)又は特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ		利用開始予定日
施設名		年 月 日
所在地	〒 ー	Tel ( )

様式第6号の3 (第11条の2関係)

(表)

子育てのための施設等利用給付認定 (変更認定) 申請書 (法第30条の4第2号・第3号)

年 月 日

(宛先) 大津市長

- 【申請に当たって同意していただく事項】
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村住民税課税状況の確認に当たって、官公署等に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めていることがあります。
  - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
  - 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
  - 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
  - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
  - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設 (企業主導型保育事業) の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校 (預かり保育事業 (※1) も利用する。)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定 (施設等利用給付認定の変更の認定) を受けたいので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項 (第30条の8第1項) の規定に基づき、次のとおり申請します。

※1 預かり保育事業には、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

申請者	フリガナ			生年月日	年	申請児童との続柄	
	氏名	印 ※自署の場合押印は不要			月		日
	個人番号						
	現住所	〒 -					
申請児童	フリガナ			生年月日	年	性別	<input type="checkbox"/> 男
	氏名				月		日
	個人番号						
	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒 -					
認定区分	<input type="checkbox"/> 第2号 (申請児童は、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している。) <input type="checkbox"/> 第3号 (申請児童は、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。)				左記で「第3号」に該当し、 <b>市民税非課税世帯に該当する場合は</b> 、下の <input type="checkbox"/> にレ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 市民税非課税に該当		

上記の「認定区分」で「第3号」に該当する方のみ記入してください。

認定希望日の当年1月1日時点の住所 ※2	母親 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	父親 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の前年1月1日時点の住所 ※2	母親 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	父親 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年 (前年) 1月1日を賦課年度とする市町村住民税が非課税であることが分かる証明書 (課税証明書など) を添付してください。

認定希望日 (施設利用開始日)	年 月 日
-----------------	-------

幼稚園・認定こども園 (幼稚園部)・特別支援学校幼稚部を利用する (予定含む。) 方は記入してください。

フリガナ	施設名	所在地	〒 -	TEL -
------	-----	-----	-----	-------

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する (予定含む。) 方は記入してください。

施設名/フリガナ	利用するサービスの種類	所在地
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒 - TEL -
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒 - TEL -
	<input type="checkbox"/> 認可外 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 病児保育 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動	〒 - TEL -

<必ず裏面にも記入してください。>



(裏)

申請児童を含む保護者及び同居者を全員記入してください。

※個人番号(マイナンバー)は、表面の「認定区分」が「第3号」に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

(生計の中心者の番号に○を付けてください。)	申請児童の番号	フリガナ氏名	申請児童との続柄	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
		1			年 月 日	
				個人番号		
	2			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
				個人番号		
	3			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
				個人番号		
	4			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
				個人番号		
5			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	
			個人番号			
6			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	
			個人番号			
7			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	
			個人番号			
8			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	
			個人番号			

保育を必要とする事由に応じて記入してください。

保育が必要な事由	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )
申請時点での申請児童以外の子の出産予定	出産予定	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日 出産予定 )
	出産後の予定	<input type="checkbox"/> 育児休業取得 → 父 ( 終了予定 年 月 頃 ) 母 ( 終了予定 年 月 頃 ) <input type="checkbox"/> 仕事復帰 <input type="checkbox"/> 自宅で保育するため、施設利用を止める。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
(就労等の場合)自宅からの主な交通手段	父	<input type="checkbox"/> 電車: 自宅最寄駅 ( 駅 ) <input type="checkbox"/> バス: 自宅最寄バス停 ( ) <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> その他: ( )
	母	<input type="checkbox"/> 電車: 自宅最寄駅 ( 駅 ) <input type="checkbox"/> バス: 自宅最寄バス停 ( ) <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> その他: ( )
(就労等の場合)1日の平均移動時間	父	往復 平均 ( ) 時間 ( ) 分/日
	母	往復 平均 ( ) 時間 ( ) 分/日

様式第 6 号の 4 (第11条の 4 関係)

施設等利用給付認定内容変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

保護者	フリガナ (氏名)	印	生年月日	年	月	日
	(住所) 〒 - マンション・アパート名 大津市	連絡先 ※確実に連絡の 取れる順に記載 してください。	①	父・母 その他 ( )		
				②	父・母 その他 ( )	
認定児童	氏名	生年月日	保育を必要とする事由	認定区分		利用施設・事業所名
		年	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (理由: )	子ども・子育て 支援法 第30条の4	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	
		月 日	認定番号			
		年	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (理由: )	子ども・子育て 支援法 第30条の4	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	
		月 日	認定番号			
		年	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (理由: )	子ども・子育て 支援法 第30条の4	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	
	月 日	認定番号				

変更後の状況

変更した事項	
変更が発生した日	年 月 日
変更の理由	

次のうち該当する全ての項目に記載してください。

保護者の状況	フリガナ (氏名)	生年月日	年	月	日
	(住所) 〒 - マンション・アパート名 大津市	連絡先	父 母 その他 ( )		

認定児童の状況	フリガナ (氏名)	保護者との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	フリガナ (氏名)	保護者との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	フリガナ (氏名)	保護者との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ( )

保育を必要とする事由 (有の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動
	<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※変更する理由が分かる就労証明書等の客観的資料と以前の支給認定証を併せて御提出ください。

様式第6号の5 (第11条の5関係)

企業主導型保育事業利用報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を開始したので、次のとおり報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、速やかに当施設に提出してください。

※保護者の方へ…本報告書は、利用開始後速やかに大津市の保育事務所管課に提出してください。

保護者の情報			
フリガナ		生年月日	
氏名	印		
	※ 自署の場合は押印は不要です。		
居住地	〒 ー		
日中の連絡先 (電話番号)  *確実に連絡の取れる順に記入してください。	①	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他( )	
	②	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他( )	
	③	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他( )	
児童の情報			
フリガナ		生年月日	上記保護者との続柄
氏名		年 月 日	
居住地 (保護者と異なる場合のみ記載)	〒 ー		

利用を開始する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ		利用開始日
施設名		年 月 日
所在地	〒 ー Tel ( )	

## 様式第 6 号の 6 (第11条の 6 関係)

## 企業主導型保育事業利用終了報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

子ども・子育て支援法第 7 条第10項第 4 号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので、次のとおり報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、速やかに当施設に提出してください。

※保護者の方へ…本報告書は、利用終了後速やかに大津市の保育事務所管課に提出してください。

保護者の情報			
フリガナ		生年月日	
氏名	印		
	※ 自署の場合は押印は不要です。		
居住地	〒 ー		
日中の連絡先 (電話番号)  *確実に連絡の取れる順に記入してください。	①	父携帯 ・ 母携帯 ・ 父勤務先 ・ 母勤務先 ・ 自宅 ・ その他 ( )	
	②	父携帯 ・ 母携帯 ・ 父勤務先 ・ 母勤務先 ・ 自宅 ・ その他 ( )	
	③	父携帯 ・ 母携帯 ・ 父勤務先 ・ 母勤務先 ・ 自宅 ・ その他 ( )	
児童の情報			
フリガナ		生年月日	上記保護者との続柄
氏名		年 月 日	
居住地 (保護者と異なる場合のみ記載)	〒 ー		

利用を終了する子ども・子育て支援法第 7 条第10項第 4 号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		利用終了日
施設名		年 月 日
所在地	〒 ー Tel ( )	

様式第6号の7 (第11条の7関係)

請求日 年 月 日

(宛先)

大津市長

施設等利用費請求書

【 年 月 ~ 年 月分請求用】

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定児童が、大津市内に居住していることを大津市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 当該施設を実際に利用していることを大津市が当該施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を大津市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を大津市が確認すること。

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		※ 償還払の場合の振込先は、請求者名義の口座に限ります。
氏 名	印	
現住所	〒 電話：	

2 請求金額

円

※ 上記の請求金額の根拠として、本市指定の請求金額内訳書を添付してください。

3 償還払の振込先

金融機関名									
銀行・信用金庫								支店	
農協・信用組合								出張所	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
口座名義 (カタカナ)									

※ 請求者と異なる名義の口座を振込先として指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

様式第16号の次に次の3様式を加える。

様式第16号の2 (第21条関係)

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

所 在 地

申 請 者 (又は住所) \_\_\_\_\_

名 称

(又は氏名) \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者に関する事項

設 置 主 体	<input type="checkbox"/> 法人 [ ]		
	<input type="checkbox"/> 法人以外 [ ]		
設置者・事業者名	〒 _____		
設置者・事業者 の主たる事務所の所在地	〒 _____		
	TEL :		メールアドレス :
代 表 者	職名	フリガナ	_____
		氏名	_____
	住所	_____	生年 月日

2 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	_____		
名 称	_____		
所 在 地	〒 _____		
	TEL :		メールアドレス :
事業開始(予定) 年月日	_____		

添 付 書 類	(1) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等 (2) 役員の名、生年月日及び住所の一覧 (3) 子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面 (4) その他市長が必要と認める書類
---------	---

様式第16号の3 (第22条関係)

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

所 在 地

届 出 者 (又は住所) \_\_\_\_\_

名 称

(又は氏名) \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第58条の5の規定に基づき次のとおり届け出ます。

変更に係る施設の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
施設・事業の種類		
変更した項目		
変更した内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

備考

- 1 この届出書は、変更があった日から10日以内に提出してください。
- 2 代表者、役員又は管理者に変更があったときは、これらの者に係る子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しない旨の誓約書を添付してください。その他の事項に変更があった場合についても、変更内容を証する書類を添付してください。

## 様式第16号の4 (第23条関係)

## 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

所 在 地

届 出 者 (又は住所) \_\_\_\_\_

名 称

(又は氏名) \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を辞退したいので、同法第58条の6の規定に基づき次のとおり届け出ます。

施設・事業 の 種 類	
施設・事業所 の 名 称	
施設の所在地	〒 —
	TEL : — — メールアドレス :
確 認 を 辞 退 す る 年 月 日	年 月 日

備考 この辞退届は、辞退しようとする日の3月前までに提出してください。

## 附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市子ども・子育て支援法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。



大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第30号**

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「別表により算定した」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該納付義務者に係る保育認定子どもが満3歳以上保育認定子どもに該当する場合 零
- (2) 当該納付義務者に係る保育認定子どもが満3歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に該当する場合 別表により算定した額

第3条の2第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。  
別表の表を次のように改める。

教育・保育給付認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
A階層	特定保育があった月において被保護者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0円	0円
B階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度（特定保育があった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。以下この表において同じ。）において市町村民税非課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者	0円	0円
C1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	1,300円	1,300円
C2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者（C1階層に属する者を除く。）	13,300円	13,100円
D1階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	1,300円	1,300円
D2階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円未満である教育・保育給付認定保護者（D1階層に属する者を除く。）	15,400円	15,200円
D3階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	1,300円	1,300円

D 4 階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が48,600円以上57,700円未満である教育・保育給付認定保護者（D 3 階層に属する者を除く。）		18,600円	18,300円
D 5 階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）		1,300円	1,300円
D 6 階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額が57,700円以上77,101円未満である教育・保育給付認定保護者（D 5 階層に属する者を除く。）		22,700円	22,400円
D 7 階層	A階層を除き、特定保育があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が次の区分に該当する教育・保育給付認定保護者	77,101円以上84,400円未満	22,700円	22,400円
D 8 階層		84,400円以上97,000円未満	29,600円	29,100円
D 9 階層		97,000円以上122,500円未満	34,200円	33,700円
D10階層		122,500円以上147,300円未満	39,500円	38,900円
D11階層		147,300円以上169,000円未満	44,400円	43,700円
D12階層		169,000円以上223,600円未満	53,400円	52,500円
D13階層		223,600円以上301,000円未満	56,700円	55,800円
D14階層		301,000円以上332,200円未満	59,700円	58,700円
D15階層		332,200円以上397,000円未満	63,600円	62,600円
D16階層		397,000円以上	76,300円	75,100円

別表備考第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同備考第3項を削り、同備考第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考第5項中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条第1号ロ又はハ」を「政令第13条第1項第1号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第7項」を「第6項」に、「同条第2号ハ」を「同条第1項第2号」に改め、同項を同備考第4項とし、同備考第6項中「B 2階層」を削り、「第14条の2第1項第1号イ」を「第14条第1号イ」に、「同項第2号イ」を「同条第2号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第7項中「第5項」を「第4項」に、「第14条の2第1項第1号イ」を「第14条第1号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「同項第2号イ」を「同条第2号イ」に改め、同項を同備考第6項とし、同備考第8項中「第5項」を「第4項」に、「第14条の2第1項第2号イ」を「第14条第2号イ」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第9項を同備考第8項とし、同備考第10項中「第5項、第7項」を「第4項、第6項」に改め、同項を同備考第9項とする。

#### 附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後の大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定保育について適用し、同日前に行われた特定保育については、なお従前の例による。

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第31号**

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立保育所の管理運営に関する規則(昭和50年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び」に改める。

第3条の表中「120人」「120人」「60人」「60人」を「140人」「120人」「140人」「120人」に改める。

第4条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、同条第2項及び第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(給食の提供)

**第7条の2** 条例第6条の規定による給食の提供は、月を単位として行う。

2 条例第6条の規定により給食の提供に要する実費に相当する額として市長が定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、教育・保育給付認定子ども1人1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 満3歳以上保育認定子どもであって、次号及び第3号に掲げる者以外のもの 5,500円

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する満3歳以上保育認定子ども 1,000円

ア 当該満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が57,700円(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)未満である者

イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が3人以上いる世帯に属する者であつて、負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

(3) 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部又は全部の提供を受けない満3歳以上保育認定子ども 5,500円を上限として市長が別に定める額

第8条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「給食」の次に「(次項において「給食」という。)」を加え、「月」を「、月」に、「行い、その提供に要する実費に相当する額は支給認定子ども1人当たり、1月につき、3,200円とする」を「行う」に改め、同項に次の2項を加える。

3 給食の提供を受ける教育・保育給付認定子ども(以下「特別利用給食提供子ども」という。)に係る教育・保育給付認定保護者は、給食の提供に要する実費に相当する額(次項において「給食費」という。)を市に納付しなければならない。

4 給食費は、次の各号に掲げる特別利用給食提供子どもの区分に応じ、特別利用給食提供子ども1人1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の特別利用給食提供子ども 3,600円

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する特別利用給食提供子ども 800円

ア 当該特別利用給食提供子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者

イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが3人以上いる世帯に属する者であつて、負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

(3) 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部の提供を受けない特別利用給食提供子ども 3,600円を上限として市長が別に定める額

**附 則**

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

大津市災害甲慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第32号**

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第39号）の一部を次のように改正する。  
第15条第2項に次の1号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第33号**

大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則（平成10年規則第12号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項中「2か月」を「6か月」に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第34号**

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 大津市印鑑条例施行規則（昭和45年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）」を加える。

第6条第2項中「（様式第2号）」を削り、同条第3項中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名又は通称）」を加える。

**第2条** 大津市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「、氏名及び通称」を「氏名及び通称、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名及び旧氏」に改める。

第6条第3項中「、氏名又は通称」を「氏名又は通称、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあっては氏名又は旧氏及び名」に改める。

様式第2号（注）中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 旧氏を使用した印鑑を登録するときは、回答書の氏名欄及び委任状の本人氏名欄に氏名と旧氏の両方を記入してください。

**附 則**

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年11月5日から施行する。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第35号**

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則  
（大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部改正）

**第1条** 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則（平成10年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「及び大津駅南口公共駐車場」を削る。

第10条第1項中「第14号」を「第12号」に改め、同項第9号中「（トレーニングルームを除く。）」を削り、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とする。  
別表第1 大津駅南口公共駐車場の項を削る。

別表第2中「、大津駅南口公共駐車場」を削る。

(大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(平成27年規則第98号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第2項若しくは同条例」を削り、「の大津市自動車駐車場条例」を「の条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則第10条第1項の改正規定(同項第9号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第36号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第14号」を「第12号」に改め、同項第9号中「(トレーニングルームを除く。)」を削り、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とする。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定(同項第9号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第37号

大津市立幼稚園保育料等に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則(平成27年規則第72号)の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第2条中「及び」を「、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び」に改める。

第7条第2項中「給食」の次に「(以下「給食」という。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 給食の提供に要する実費に相当する額(以下「給食費」という。)は、次の各号に掲げる給食の提供を受ける教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、教育・保育給付認定子ども1人1月につき当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の教育・保育給付認定子ども 3,600円

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども 800円

ア 当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者

イ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が3人以上いる世帯に属する者であって、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)に該当するもの

(3) 健康上の理由その他特別の理由によって給食の一部の提供を受けない教育・保育給付認定子ども 3,600円を上限として市長が別に定める額

第8条第1項中「前条の規定による」を削る。

様式第2号中「3,200円」を「 円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年9月30日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

### 大津市教育委員会規則第6号

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第9条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 議 会 議 長 告 示

### 大津市議会議長告示第2号

大津市議会政策検討会議設置規程（平成27年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

大津市議会議長 近 藤 眞 弘

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（政策検討会議の選択）</p> <p>第7条 一略一</p>	<p style="text-align: center;">（政策検討会議の選択等）</p> <p>第7条 一略一</p> <p><u>2 政策検討会議が設置された後に新たに結成された会派の議員（現に委員である者を除く。）が当該政策検討会議の委員になろうとするときは、当該政策検討会議の承認を得なければならない。</u></p>

#### 附 則

この告示は、令和元年9月30日から施行する。